

電力の契約先変更は慎重に！

事業者名や内容をよく確認しましょう

＜今回の相談事例＞

- ◆「電気料金が今より安くなる。この書類にサインして」と言われ、契約してしまいが、内容もよく分からないので解約したい。(80代女性)
- ◆賃貸マンションに住んでいる。訪問した事業者から「マンション全体で電力の契約先が変わる。入居者は順次手続きが必要」と言われサインしたが、それは嘘だった。解約したいが「違約金がかかる」と言われた。(60代男性)

【アドバイス】

●電力会社等から勧誘を受けたら、事業者名や内容をよく確認！

電力の小売り全面自由化以降、電話や訪問の勧誘によるトラブルについての相談が多く寄せられています。契約する場合は、次の3点をよく確認しましょう。

- ①契約先は国の登録を受けた「小売電気事業者」か、またはその代理店か
- ②契約期間、毎月の電気料金、解約する時の条件などの契約の内容
- ③停電など、困った事態が発生した場合の連絡先

●検針票の記載情報は安易に伝えないで！

切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。「ちょっと見せて」「番号を教えて」などと言われて情報を伝えてしまい、勝手に別の会社への切り替え手続きをされたというトラブル事例もあります。

●困った時は消費生活センターに相談してください。

二セ電話詐欺に要注意！

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188 いやや! (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん

※消費生活センターでは、出前講座（講師の派遣は無料・15人以上から）のご依頼も受けています。さまざまな事例を知って、備えておきましょう。